

平成29年司法試験再現答案

選択科目

経済法

整理番号	得点
1	53.79

経済法

第一問

1 検討条文

A社の本件計画は、独占禁止法2条5項で定義され、3条前段で禁止される私的独占に該当しないか。また、排除要件を満たさなくとも拘束条件付き取引に該当しないか検討する。前提として、A社は検査機器甲を製造し点検業務を行う会社であり、2条1項の事業者であることは明らかである。

2 排除

私的独占における排除とは、市場支配力の形成維持強化の観点からみて、正常な競争手段を逸脱した人為性を有する行為であって、他の事業者の事業活動を困難にするものをいう。これは、独占禁止法が正常な競争プロセスにおける非効率な事業者の排除を問題とせず、競争秩序に反する行為を問題とするためである。

本件計画が実施されれば、今後甲を購入するものが他社製の乙を使用した場合A社からの定期点検が受けられなくなる。また、オーバーホールにおいても600万円の追加支払が条件とされる。甲は精密機器であるため、メーカーによる定期点検を受けることが不可欠であり、定期点検を受けられなくなるとオーバーホールは不可欠となる。加えて、甲の使用はメーカーごとに異なり当該甲を製造したメーカー以外が点検等を行うのは困難である。そのため、本件計画は甲の購入を検討するものにとって重要である。A社製の乙は1000万円であり他社製の乙と比べると年間200万円前後多くコストがかかることになるが、10年間の無料の定期点検が受けられなくなることやオーバーホールの追加コストといったデメリットを考慮すれば、多くの新規購入者が他社製の乙を購入しないという判断をしそうである。そうすれば、D・E社の事業活動は困難となりかねず排除は認められそうである。

もっとも、乙の販売はA社にとって主要な収入源でありそれを守るとは競争上の判断として正常であることを否定しがたい。また、甲自体については高い評価を得ているものの、販売競争は激しくなっている。そのため、需要者は乙の購入におけるデメリットを考慮して、そもそもA社から甲を購入しないという判断を下すことも考えられるため、本件計画が実効性をもって機能するかも疑わしい。しかも、本件計画は今後の購入者のみを対象としており、その目的は甲のトラブル回避という正当なものである。

よって、正常な競争手段の範囲を逸脱した人為性により、事業活動を困難に指せるとはいえなく、排除は認められない。

3 拘束条件付き取引

拘束条件付き取引の要件は、①事業者が②相手方を拘束する条件をつけて取引し③それが不当であることである。A社が事業者であることは上述のとおりである。

4 拘束条件

「拘束」があるというためには、その条件が契約上の義務として定められていることを要せず、何らかの経済的な不利益を伴うことによってその実効性が確保されていれば足りる。

本件では甲の取引に際して、自社製の乙を使用することを条件として、10年間の無償定期点検や追加費用を要しないオーバーホールを行うことを約定しているので、「拘束」があることは明らかである。

5 不当に

「不当に」とは2条9項6号の公正な競争を阻害するおそれ、すなわち公正競争阻害性を意味する。ここでは、自由競争減殺効果が生じた場合に通常公正競争阻害性が認められる。自由競争減殺とは競争の実質的制限の前段階ないし萌芽段階である。一定の取引分野という文言はないが、競争への弊害を確認するために市場確定をすることが有益である。

市場は、商品または地理の観点から、需要の代替性を基本に供給の代替性を加味して判断する。

商品市場について検討する。本件計画は乙の使用に関して条件を規定している。乙は甲の検査キットである。甲はメーカーごとに仕様が異なるため、A社製の甲向けの乙はB社およびC社製の甲に使用できず、B社およびC社製の甲向けの乙はA社製の甲には使用できない。そのため、乙の機能に照らしA社製甲向けの乙と他社製甲向けの乙の間には需要の代替性がない。また、他社製の甲向けの乙からA社製甲向けの乙に容易に転換できることを直接示す事情はない。甲の仕様がメーカーごとに異なることから転換可能性はとぼしいと推認される。よって、供給の代替性は乏しい。以上より、商品市場はA社製甲向けの乙である。

地理的市場については、A社製甲が日本国内の検査機関に売られていることからすれば、その検査キットである乙も日本全体で売られていると考えられる。以上より地理的市場は日本とする。

では、自由競争減殺は生じているか。上述のように、本件計画の実効性が乏しいと考えられるが、それでもなおA社製の甲を購入した需要者との取引において自由競争減殺が生じる余地がある。

A社は市場シェア70パーセントという極めて高いシェアを有している。その他の事業者としてはD社・E社がありD社はシェア20パーセントを有する有力な事業者であるが、A社の3分の1しかシェアを有しておらず事業規模の差が大きいので競争圧力に乏しい。これに対して、他社製の乙はA社製のものよりも200万円前後安く、その品質も問題ないとの評価が定着しつつあることから競争圧力は大きいとの反論が考えられる。しかし本件計画に基づくと、排除において検討したように、他社製乙を購入することによるコスト面でのメリットは、甲の点検コスト等の維持管理の面でのデメリットに比して極めて小さくなるので、十分な圧力となりえない。そのため、今後甲を購入する需要者のほとんどがA

社製の乙を購入することになると考えられる。そのため、有力な事業者 A 社によって D・E 社は容易に取引先を見出すことができなくなり事業活動が困難になるといえる。

6 正当化事由

競争への弊害が認められても、本件計画が 1 条の究極目的に照らし正当といえるのなら公正競争阻害性は否定される。その判断は目的の正当性、手段の相当性から判断される。

本件計画は甲の検査制度を十分に保証することを目的としている。検査制度の保証は、一般消費者である甲の需要者の利益に資するものとして正当である。もっとも、他社製の乙を利用することと、甲に異常な検査結果が出力されるトラブルとは科学的に立証されるに至っていない。しかも、検査制度を保証するためにはオーバーホールを義務付けることは必要としても、定期点検を拒絶するのはおかしい。むしろ、積極的な点検を行うべきである。よって、手段の相当性に欠け正当化されない。

以上より、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法に違反する。

第 2 問

I 設問（1）

1 検討条文

本件共同新設分割が、独禁法 15 条の 2 第 1 号に該当するとして独占禁止法上問題とならないか検討する。前提として、A 社・B 社は X の製造販売事業を行っている事業者である（2 条 1 項）

2 結合関係の認定

独占禁止法は、競争単位の減少を問題とする。そのため共同新設分割が 15 条の 2 の適用対象となるには、それぞれの X の製造販売事業が競争単位として存在していたことが必要である。

A 社は X を年間 50 万トン生産しており、X の年商は年間売上高 2000 億円分の 100 億円と無視できない割合である。B 社についても年間 40 万トン生産、売上高 3000 億円中年商 80 億円と十分な客観的価値を有している競争単位である。これらが共同新設分割によって A 社の P 工場に生産が集約され、販売も一元化されるので競争単位の減少があり結合関係は認められる。

3 一定の取引分野

一定の取引分野とは、経済学上の市場であって、商品・地理の観点から需要の代替性を基本に供給の代替性を加味して判断される。

本件では、共同新設分割によって X の生産販売が一元化される。X については、それより市場を広くする事情も、狭くする事情も存在しないので商品市場は X の生産・販売事業分野として検討する。また地理的市場は日本国内で確定される。

4 競争を実質的に制限することとなる

「競争を実質的に制限する」とは、市場支配力の形成維持強化を意味する。こととなる

とはその蓋然性があることを指す。市場支配力とは、競争自体が減少し、事業者または事業者集団がその意思である程度自由に価格品質数量その他各般の条件を左右することによって市場を支配することのできる力である。ここでは、分割によって国内企業は1社となり輸入業者についての事情がないため単独行動による競争の実質的制限のみを検討する。

需要者は輸入品の価格を容易に知ることが出来ることから、常に価格の引き下げを求めている。また、事業統合により生産工程をA社工場に一元化することで、生産設備の稼働率を大幅に向上させ固定費をはじめとする一単位当たりの生産コストを削減し輸入品に価格で対抗することを目指すとしているのだから、競争促進効果が生じる可能性もある。このため、競争の実質的制限の蓋然性は生じないとも思える。

しかし、本件事業統合によって国内生産量と輸入量の合計のうち90パーセントをA・B社で占めることになる。これは極めて高い市場占有率である。また、価格面で輸入品に劣っていても、日本国内の需要家の細やかな要望に応えることで輸入品に対抗できており5年間現在のシェアを維持している。そのため、需要者の価格交渉力や輸入圧力はそこまで高くないと考えられる。しかも、輸入以外に競争相手はおらず極めて高い市場集中度となっている。そのため、一時的に輸入に対抗するために価格引き下げが行われたとしても、輸入排除後に、生産量を減らし価格を引き上げるという行動ができるようになると考えられる。したがって、市場支配力の強化がなされる蓋然性がある。

これに対し、営業赤字が続いており事業存続性が問題となっていることから、本件事業統合は正当化される、実質的に競争の実質的制限の蓋然性がないとの反論が考えられる。しかし、競争秩序維持と関係のない事業経営上の合理性ないし必要性は正当化事由となりえない。

5 結論

以上より、本件事業統合は独占禁止法15条の2第1号に該当し独禁法上問題となる。

II 設問2

1 検討条文

本件業務提携は、独禁法2条4項で定義され、3条後段で規制される不当な取引制限に該当しないか。以下検討する。

2 事業者・他の事業者

法文上何ら限定はないが、共同行為の本質論からA社とB社は互いに独立し競争関係にある事業者であることが必要となる。A社とB社が事業者に当たることは明らかである。そして互いにXの生産販売を独立して行う競争関係にある。

3 共同して

共同してとは、意思の連絡があることを意味する。意思の連絡とは取引条件等について互いに予測し歩調を合わせる意思の合致である。本件ではOEM契約を締結しているので意思の連絡の存在は明らかである。

4 相互拘束共同遂行

共同遂行は、相互拘束の実行態様であり特段の意味を有しない。相互拘束は拘束の相互性および拘束の共通性から認められる。

拘束の相互性があるというためには、合意を遵守し合う関係が認められればよい。本件では OEM 契約を締結している以上、契約を遵守し合う関係が認められ拘束の相互性が認められる。次に、拘束の共通性が認められるには、共同行為の目的が共通していればよい。本件業務提携の目的は、生産工程を一元化することで A 社 P 工場の稼働率を大幅に向上させ生産コストの大幅な減少を目指すことで目的が共通している。よって、相互拘束は認められる。

5 一定の取引分野における競争の実質的制限

一定の取引分野については設問一と同様に、日本における X の生産販売分野である。では、競争の実質的制限は生じているか。

本件では、設問 1 と異なり X の販売はそれぞれ独立して行われるとしている。また、X の生産の際、B 社は自らの委託生産に必要な分だけ主要原料を調達し A 社に提供している。それは製造原価の 60 パーセントを占め生産面での競争もあるといえる。そのため、A 社と B 社の競争関係は失われず、むしろ生産の効率化によって競争が促進されるとも思える。

しかし、本件も競争を実質的に制限すると考える。まず製造原価については、残り 40 パーセントを自ら調達・支出しない代わりにその価格の 103 パーセントにあたる金額を支払っている。したがって、製造原価のうち 40 パーセントについてはほぼ同額となっていることから価格競争の余地が乏しくなる。しかも、販売過程についてもすべてが独立しているわけではない。物流については A 社に委ねており、その際顧客および出荷先に関する情報を A 社に提供するのである。この仕組みから A 社は B 社の取引状況を容易に知ることができる。生産工程および物流において情報が共有化されれば、競争のインセンティブが極めて減殺される。以上より、価格競争の余地が全くの独立競争の場合より減少し、競争のインセンティブが減殺すれば、協調的に行動をとり A 社・B 社が実質的にひとつの競争単位と評価されることになる。そのため、設問 1 と同様に市場支配力の強化が認められ競争の実質的制限が認められる。

6 公共の利益に反して

設問 1 で検討したように、正当化事由はない。よって、本件事業提携は独禁法に違反する。